

法律知識

No.75

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 征平

介護福祉課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

Q

隣の家はたまに、庭でバーベキューをするのですが、バーベキューが行われると、煙がうちの庭や室内に入り込んで、煙の臭いが室内や洗濯物にしばらく残ります。そうすると、部屋に消臭剤を撒いたり、もう一度洗濯をしたりすることになり、迷惑しています。何らかの法的手段を取ることは可能でしょうか。



A

裁判例において臭気被害が違法となるかどうかは、臭気の種類、基準を遵守しているか、臭気放出の態様、どのような地域か、当事者間でどのような交渉があったかなどの事情を考慮して判断すべきとされています。

今回は住宅街ですので、臭気の種類については厳しくみるべき地域だと思われます。一方で、バーベキューについて苦情を述べたにもかかわらず相手方が一切対応しなかったという事情はありません。バーベキューの回数は、たまに行われるだけで、継続して臭気が出ているという事情もありません。臭気の種類は測定はされていませんが、通常のバーベキューであれば、基準に違反しているなどの事情が認められるか微妙ではないかと思えます。臭気被害が問題となった裁判例では、飲食店の排気口から出る臭気について、自治体が定める基準を幾らか上回っている事例においても、裁判所は違法性を否定しました。今回の事例であれば、違法性が認められる可能性は低く、法的手段を取るのには難しいのではないかと思います。

法的手段を取るのには難しいですが、隣人からバーベキューを行う日を教えてもらい、その日は洗濯物を干さず、窓を閉め切るなどの対策をするなどの方法もあるのではないかと思います。被害を軽減するために隣人と交渉してみてもよいのではないのでしょうか。

各出張所で法律相談会を
開催しています
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 5月8日(月)、6月5日(月)
- いわき出張所 5月15日(月)、6月13日(火)
6月27日(火)
- 二本松出張所 5月22日(月)、6月19日(月)

ここから下は広告です。